

東海市選挙管理委員会告示第14号

令和7年4月20日執行の東海市長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項において読み替えて適用する同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7において読み替えて適用する同令第24条第1項の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにこれらの者が職務を行うべき日を別紙のとおり決定した。

令和7年4月11日

東海市選挙管理委員会委員長 稗 田 とし恵